

## 地方公共団体に対する意見聴取の結果（４．その他）

意見の概要	意見に対する考え方
<p>○住民の基地負担軽減が進まない中、注視区域又は特別注視区域（以下「注視区域等」という）を指定することについては、機能阻害行為が明確でないことに加え、土地の売買といった住民の経済活動を含め、さらなる負担を強いるものであるとして、極めて強い反対意見がある。国においては最大限地域の実情を踏まえ、対応すること。</p>	<p>我が国の安全保障のための措置は国が責任をもって判断・実施すべきものであるが、衆議院・参議院の附帯決議を踏まえ、基本方針において、関係地方公共団体の「意見を聴取」する旨を記載している。このことにより、地域の実情を把握し、本法の目的である国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に資するよう取り組んでまいりたい。</p> <p>いただいた地域に関する情報や御意見は、取りまとめの後土地等利用状況審議会の意見を聴いた上で、区域指定及び今後の法の運用において活用することとしている。</p> <p>なお、機能阻害行為については、対象となる施設等の種類、機能等に応じて様々な態様が考えられ、また、技術の進歩等によってその態様が複雑化・巧妙化することも考えられるため、網羅的に列挙することは困難であるが、一定の予見可能性を確保する観点から、基本方針において当該類型を例示している。</p>
<p>○注視区域等の指定は重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（以下「法」という。）の趣旨にかかわらず、民間の投資やその他の活動に影響を与えかねず、ひいては地方自治体の都市計画や税収等にも影響が及びかねないところ、このような影響が広範囲に及ぶ恐れがあるため、真に最小限度のものとすること。</p>	<p>重要土地等調査法に基づく措置は、区域内にある土地等が機能阻害行為の用に供されることを防止するために、必要な最小限度のものとなるよう実施することとしている。</p> <p>なお、特別注視区域内においては、土地や建物の売買等に当たり、届出が必要となる場合はあるが、不動産の取引自体を規制するものではない。また、機能阻害行為が確認された場合、その行為をやめるよう勧告・命令する等の措置を行う制度であり、一般的な生活や事業活動に影響はない。</p>

<p>○法第5条第1項は「重要施設の敷地の周囲おおむね千メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設の施設機能または当該国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定できる」としているところ、今回の候補地については、基本方針の第2に掲げる「2 注視区域の指定の対象」や「3 特別注視区域の指定の対象」に該当することは示されており、重要施設からおおむね千メートルの範囲であることは確認できるものの、法第5条第1項に規定する「特に防止する必要」が明らかではなく、指定の必要性を十分に確認できないと言わざるを得ない。注視区域等として指定する具体的な必要性を明らかにすること。</p>	<p>機能阻害行為を「特に防止する必要」がある区域については、基本方針第2の2～4において、例えば、防衛関係施設については、①部隊等の活動拠点となる施設、②部隊等の機能支援を行う施設、③装備品の研究開発等を行う施設及び④我が国の防衛に直接関連する研究を行う施設から選定し、その施設の周囲を注視区域の指定の対象とするとしているところ。また、国有地の所在等の事情が存在する場合には、区域として指定しないことがあること等を明らかにしている。さらに、区域の外縁に関する考え方など、より具体的な区域指定の考え方については、オンライン説明の場において資料を配布し説明したとおりである。</p> <p>なお、この考え方については、第2回土地等利用状況審議会において資料をもって説明し、ご了承いただいているところ。</p>
<p>○特に国境離島等に係る注視区域等については、重要施設の敷地の周囲とは異なり、法令上、その範囲が定量的に示されていないことを踏まえ、当該土地を注視区域等として指定する必要性を明確に示すこと。</p>	<p>国境離島等における区域の対象としては、基本方針第2の2～4においてお示ししている。また、より具体的な区域指定の考え方については、国境離島については「原則として、領海基線近傍の周囲又は領海警備等の活動拠点となる海上保安庁の官署、海上保安庁の船舶が使用する係留施設(岸壁等)の周囲おおむね千メートルの区域内とする。ただし、無人の国境離島は、その全域とする。」旨オンライン説明の場において資料を配布し説明したとおりである。</p> <p>なお、この考え方については、第2回土地等利用状況審議会において資料をもって説明し、ご了承いただいているところ。</p>
<p>○重要施設の移設や整理等により注視区域等として指定する事由がなくなった場合又は指定すべき注視区域等の範囲が縮小する場合は、速やかに注視区域等の指定の解除又はその区域の変更を行うこと。</p>	<p>区域指定の事由となる重要施設の機能が変更となった場合や、重要施設の敷地の縮小により区域が縮小する場合などは、法及び基本方針に照らして適切に評価した上で、速やかに区域指定の解除等、必要な措置を講ずることとなる。</p>

<p>○排他的経済水域等の外縁を根拠づける低潮線の保全が必要な海域については、低潮線保全区域として具体的な範囲が政令に示されており、安全保障上の観点に配慮しつつ、領海基線又はそのおおよその位置を示すことは可能と考えられることから、国境離島等を注視区域等として指定する場合、指定の事由となる領海基線又はそのおおよその位置も合わせて示すこと。</p>	<p>領海基線の情報は安全保障上の観点から非公表であると承知している。</p>
<p>○初回の注視区域等を指定する告示においては、注視区域の範囲を「次の表に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分」とし、特別注視区域についても、「内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分」としており、注視区域等の具体的な範囲は「内閣府に備え置いて縦覧に供する図面」（以下「図面」という。）によって示される仕組みになっている。このことを踏まえ、国民や事業者等が注視区域等の範囲を認識する上で誤解や混乱を招くことがないように、図面に示されている重要施設等の名称と、注視区域等の名称の著しい不一致（区域の名称に用いられている施設名が、地図上は別の名称で表記されている。）を解消すること</p>	<p>区域の起点となる重要施設や国境離島等の名称を用いて区域の名称とすることとしている。なお、重要施設の名称が地図上では別の名称となっている場合において、区域名を施設の名称ではなく地図上の記載に合わせるとかえって地元住民や事業者等が誤解や混乱を来すと考えられることから、こうした場合においても、重要施設の名称を用いて区域名とすることとしている。</p>
<p>○重要施設の敷地内の私有地の売買が行われる実態があること、また、注視区域等の具体的な範囲は図面によるとされていること、さらに、特別注視区域における土地の売買等に伴う事前届け出等、罰則を伴う義務が課せられていることを踏まえ、土地等の所有者等が注視区域等の範囲を明確に把握し、法に基づく義務が適切に履行されるよう、当該図面においても拡大図を示すなどして境界を明らかにすること。</p>	<p>外縁の区域線については、重要土地等調査法に基づき内閣府が新たに作成するものであることから、拡大図を示しているところ。</p> <p>また、区域図上の重要施設の敷地との境界は、当事者間において明らかになっていると考えられることから、拡大図の提示は必要ないと考えている。</p> <p>なお、重要施設の敷地内の土地については、注視区域等には含まれず、届出等の対象とはならない。</p>

<p>○社会経済活動上の影響を最小限にし、土地等の所有者の理解を得るため、今後の注視区域等の指定の見通しについて、十分な情報を国民、地方公共団体に提供するとともに、パブリック・コメントを行うこと。</p>	<p>重要土地等調査法の執行状況等については、引き続き、適切に情報発信、情報提供してまいりたい。</p> <p>また、重要土地等調査法に基づく区域の指定は、我が国の安全保障等のための措置であり、土地等利用状況審議会の意見を聴いた上で国が責任を持って判断し実施すべきものであること、法律の規定に基づき対象区域を指定するものであり、行政手続法の定めるパブリック・コメントの適用除外規定に該当する行為であると考えられること、更に地理的情報などの地域の実情を把握することは重要であると考えており、かかる観点から、関係地方公共団体からの意見聴取を実施していること、加えて地域住民や事業者の方々からの個別の問合せについては、コールセンターで、それぞれの質問に対応できるようにしていること等から、パブリック・コメントを行うことは考えていない。</p>
<p>○基本方針においては、「日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意する」こと及び「思想・信条等に係る情報を含め、その土地等の利用には関連しない情報を収集することはないこと」が示されており、法の運用に当たっては、この点を厳格に遵守すること。</p>	<p>重要土地等調査法の執行にあたっては、法及び基本方針に則り適切に運用してまいりたい。</p>
<p>○法の運用に対する懸念を払拭するため、注視区域等における調査の実施状況について、個人情報等に配慮した上で広く公表すること。</p>	<p>基本方針において、法に基づく勧告及び命令等の実施状況については、運用の透明性を確保する観点から、毎年度、これらの概要を取りまとめた上で、広く国民に対して公表する旨記載しており、当該趣旨を踏まえ、適切に運用してまいりたい。</p>
<p>○今回指定されている候補地以外に、地方公共団体が、ある土地について区域指定を希望した場合、区域指定候補地として検討することが可能かどうか。</p>	<p>地方公共団体から指定の希望があった場合は、法及び基本方針に照らして評価し、適切に判断してまいりたい。</p>

<p>※今回は候補地として上がらなかったが、重要施設や国境離島として該当するのではないかを根拠を示して地方公共団体が要望した場合も含めて。</p>	
<p>○特別注視区域では一定以上の面積の土地取引に対して事前の届出が義務化される等、住民の生活に大きな影響があるため、国の責任により早期に住民説明会を開催する等、制度の周知が確実になされるよう要望する。</p> <p>○特別注視区域の区域案に住宅地が含まれており、200㎡以上の土地等の所有権移転等に際し事前届出が必要となることから、住民に対し十分な周知が必要である為、市広報誌への掲載やリーフレットの配布等だけでなく、国において住民への説明会等を開催していただきたい。</p> <p>等</p>	<p>区域指定に当たっては、関係地方公共団体から意見を聴取することとしており、また、地域住民や事業者の方々からの個別の問い合わせについては、コールセンターでそれぞれの質問に対応できるようにしている。</p> <p>さらに、ホームページやSNSによる情報発信、リーフレットの設置や広報誌の活用等地方公共団体、関係業界団体等と連携した周知・広報を行っており、これらにより地域住民や事業者の方々のご疑問等に対応できることから、住民説明会の実施は考えていない。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、今後、上記による情報発信以外の取組みについても検討しつつ、周知の充実を図ってまいります。</p>